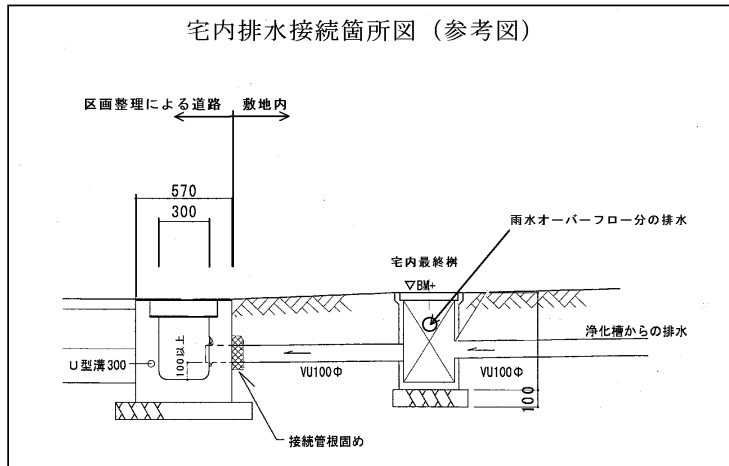


《法 7 6 条許可申請添付図面》

- 1 案内図・・・申請地の位置が判断できる図面を添付してください。
- 2 配置図・・・必ず当該土地区画整理事業施行者が定めた周り間（**仮換地明細図の数値**）を記入してください。（面積算定図は仮換地が定められている場合は必要ありません。）
- 3 排水系統図・・・汚水・雑排水・雨水は宅内最終マスを設置し協議した排水施設へ放流してください。

（マスの位置、管路を図示し、接続先及び接続位置を記載）



※ 排水施設（側溝等）への接続は、1宅地につき1箇所です。浄化槽排水と雨水排水は宅内最終樹1箇所へ集約してください。

※ 雨水排水は宅地内浸透処理をお願いしています。

※ 配置図面等へ、上記図面を参考に接続箇所図を表示してください。

雨水は宅内処理をお願いします。ただし、オーバーフロー分を宅地外の排水施設に放流する場合は宅内最終マスから協議した排水施設へ放流してください。

汚水・雑排水を合併浄化槽処理する地区の場合、宅内最終マスは1宅地1箇所とし、雨水のオーバーフロー分もこの最終マスへ接続してください。

（排水施設への接続は1宅地1箇所）

※配置図と排水系統図は兼用することができます。

※宅内最終マスと接続する排水施設の詳細断面図を表記してください。

（左図参照）

- 4 分割図・・・一の仮換地を分割、または2棟以上建築する場合は敷地分割図を添付してください。

（必ず当該土地区画整理事業で定めた周り間及び面積を基準にしてください。この場合、合計面積が仮換地面積を超えることはできません。）

- 5 平面図・・・各階の面積及び建築面積、延べ床面積等の算出根拠を表記してください。
- 6 立面図・・・必ず軒の出と最高の高さを表記してください。
- 7 基礎伏図・・・鉄筋・鉄骨造の場合は添付してください。（木造の場合は必要ありません。）
- 8 その他の添付図書

（1）委任状・・・代理人（有資格者）を立てて申請をする場合に添付してください。

（2）土地登記簿謄本・・・仮換地指定時と所有者が異なる場合は直近の土地登記簿謄本（写し可）を添付してください。

（3）誓約書・・・仮換地が未指定の場合（施行者と協議終了した物件に限る）は必ず必要になります。

誓約書の押捺は実印を使用し、印鑑証明書を必ず添付してください。

副本（許可通知書）に添付する、印鑑証明は正本（許可申請書）に添付したもの写しを使用しても構いません。

（交付された誓約書の内容をよく確認してください。）

（4）浄化槽に関する調書・・・公共下水道区域以外においては、「浄化槽に関する調書」を区画整理事務所の経由（正本3部・副本1部返却）をしています。

提出部数・・・5部（正本4部・副本1部）

調書・構造図・認定書・案内図・配置図・排水系統図・平面図

※ 案内図以降の図面に関しては正本2部のみの添付で可能です。